

内閣総理大臣認証 特定非営利活動法人

手技療術指導協会



入会案内書

〈ご挨拶〉

手技療術・整体・各種療法を営んでいる皆さんの私達の社会的地位をご存知ですか？
「職業選択の自由」として経営する時代は終わりました。

知識に不安のある先生！ 技術に不安のある先生！ 知識技術を提供していただける先生！
私たちと一緒に明日の手技療術師の未来を築きましょう。どんなに有名な学校を出ていても、人に負けない技術を持っていても所詮、民間資格なのです。その中には無謀にも数日のセミナーで開業してしまう先生も存在いたします。だからといって長く勉強している先生が優秀だと言っている訳ではありません。

私がこの道に入ったのは純粋に伝統療法や整体に魅力を感じたからなのです。私の求めているものは国家資格のマッサージ・鍼灸師ではなく手技療術(整体)だったのです。しかし頑張っている先生もいればそうでない先生も存在しますし、最近特に問題となっているのが教育課程のあいまいのまま開業をしてしまっている先生なのです。当然発生してしまう事故に対して社会は甘くはありません。しっかり勉強をしている先生にとっては迷惑千万の話ですが、世間では同じに見てしまいます。

わが国に於ける手技療術師の社会的地位は様々な状況からして、低く見られているのが現状です。それには先ず私達、療術師の意識の改革が必要です。皆さんもご存知のように療術師もいろいろあります。本来の精神を忘れ、神髄を置き去りにしてどうして人の為にくくせるのでしょうか？一人独りの意識を改革してこそ、初めて社会貢献となり、社会に認められ、手技療術師として胸を張って業務を遂行できると思われまます。

当協会では国家資格に相当する筆記試験を実施、また技術講習会や各種セミナーを開催して協会員の知識・技術のレベルアップを図り社会後見する目的で結成された協会です。是非、当協会の定める『手技療術師認定試験』を受講してください。

必要な事は先ず、『安全』であるという事で、様々な療法が乱立している世間で、この安全を疎かにしては個々のニーズに答える事は出来ません。先生方の知恵を借り安全療法を確立して行く事が第一で、もう一つ欲を言えば確実な裏づけがあれば、大きく社会貢献出来るのも夢ではありません。療術師の社会的地位向上へ、我々は活動を続けています。



内閣総理大臣認証 特定非営利活動法人

「手技療術指導協会」 理事長 原田 聡

手技療術指導協会とは？

手技療術指導協会は「手技療術の技術向上と知識の普及および東洋医学の発展を図る」事で手技を仕事にしている方、これからしようとする方をサポートする事を目的としております。療術では東洋医学の普及、発展を目的として認可された唯一の団体です。

実際に施術院を経営している先生が集まり、①技術向上 ②補償・信用の増大 ③経営の負担の軽減などを、施術院の健全な運営の手助けの為の会でありますので、会の運営等で利益を出すつもりはございません。

～ 会の活動と特徴 ～

技術交流

プロの手技療術師(整体・カイロプラクティック・氣功・リフレクソロジー・エステ)や、これから学びたい方々の為のセミナーを定期的で開催いたします。技術の交流を行う事で、普段の施術でのスキルアップや意識の向上を目的とします。

負担軽減

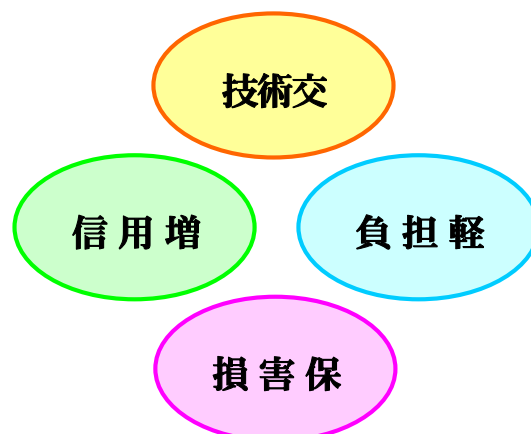
会費や損害保険などの費用は出来るだけ安くし、会員の方々に負担がかからない様に運営をしております。

信用増大

入会され認定試験を受講していただきますと、名刺・チラシ・看板などに『NPO 法人手技療術指導協会・会員・指定院』等と入れる事が出来ます。

損害保険

損害保険に加入する事により、万が一施術中に事故が起きても安心です。



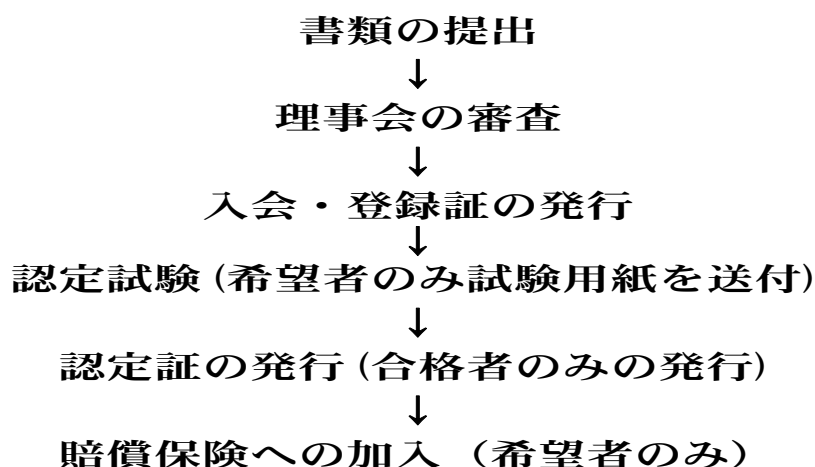
入会案内

当会では、入会者を募集しています。
入会資格は現在施術院等を開業している方、勉強中の方・これから学びたい方です。

入会金 30,000円

年会費 10,000円

<入会から認定までの流れ>



提出書類

- ① 入会申込書
- ② 履歴書
- ③ 誓約書
- ④ 写真(3×4cm)

<団体賠償責任保険>

ご入会を頂き療術師認定試験に合格した方は、日本興亜損保賠償責任保険制度への加入が可能になります。

*詳細は別紙参照。

<療術師認定試験>

施術の安全性向上と、健全な施術院経営の為に、入会時に『療術師認定試験』を実施いたします。認定試験は社会的確立を図るためにも必要不可欠だと思いますので、御了承下さい。「療術師認定試験」は希望者のみ、ただし試験に合格しなければ認定書は発行いたしません。

(「療術師認定試験」合格者以外は、登録証のみの発行となります。)

※入会時、合格のためのセミナーおよび定期セミナーは実施いたします。

講習会内容はテキスト座学(あはき法、薬事法など)

— 試験内容 —

解剖生理学、病理学、東洋医学を中心に基礎的な内容

※決して難しい内容の試験ではございません。知識の確認と勉強のための物で落とす為のものではございませんのでご安心ください

◎通信認定試験の場合は筆記試験と論文提出

(論文の内容があいまいな場合は不合格または、再提出)

※論文のテーマ「私の療術(整体)の考え」「代替医療の発展」など

◎入会后3ヶ月間に受講できない場合に関しましても、同様に認定(登録書のみ)が出来ません。

(再受講も可能です。再受講費5千円)

NPO 法人 手技療術指導協会 入会規約

入会者は、下記の規約に従い会員活動・指導、普及活動を行ってください。

また、入会者は下記の入会規約を厳守する事を誓約し、別紙の入会誓約書に署名/捺印する。

第1条 会員規約

- 1項 入会希望者は、入会申込書・誓約書・履歴書を協会に提出、理事会の審査後、正会員となる。
- 2項 協会の運営に悪影響を与える者、名誉を脅かす者は即、除名処分とする。
- 3項 会費（入会費、スクール会費等）の滞納者は(期日より3ヶ月以上)退会したものとみなし除名処分する。
- 4項 その他、社会的秩序に基づき会員にそぐわないと判断された場合は、理事会にて除名を確定する。
- 5項 会費（入会費、スクール会費等）ならびに各種保険代は原則として返金返納いたしません。
- 6項 病院や診療所、クリニック等に似せた紛らわしい名称を使用してはならない。
- 7項 効能・効果や症状をチラシ・看板等に記載をしない。
- 8項 認定証の発行は、認定試験合格者のみとする。
- 9項 認定証、認定試験及び協会の発行するテキストの複製転載、第三者への公開を禁止する。
- 10項 認定療術師は年一回以上のセミナー受講を必要とする。
- 11項 損害保険は、療術師の認定を受けた者のみ加入できる。

第2条 名称使用規約

- 1項 施術院/学校運営等での協会名の使用は、必ず許可を得てから行う。
- 2項 協会の名称使用については、書面にて内容の申請をし、審査の後使用を許可する。
- 3項 協会名称の不正使用者は罰金を科したうえ除名処分する。
- 4項 退会除名後は協会名称の使用を直ちに禁止し、従わない場合は罰金処分を行う。
- 5項 営利目的での名称の使用を禁止する(高額セミナー・高額会費・無許可の物品販売等)。
- 6項 協会の名称を使用した会での会費の徴収・物品販売等を行う場合は、内容申請時にその旨を書面にて提出し、申請以外の徴収・販売は認めない。

第3条 スクール等運営規約

- 1項 協会の名誉を守り、親切丁寧な指導を基本とする。
- 2項 学校経営（セミナー、スクール等を含む）などでの名称使用は、第2条-2項に従って行い、使用許可が出るまで使用を禁止する。
- 3項 協会名使用のスクール(整体学校等)は、事前にカリキュラム、期間等を提出し、審査の後使用を許可する。また、カリキュラムの変更がある場合はそのつど報告する。
- 4項 協会名使用のスクール(整体学校等)は、名称使用許可後1ヶ月以内にスクール年会費を納める。
- 5項 その他、会員入会規約、名称使用規約に準ずる。

* 上記規約(会員規約/名称使用規約/スクール運営規約)を手技療術指導協会の3規約とする。

* 注意 協会名称を看板やチラシ、名詞の肩書きとして使用する場合で、下記の表記の場合は申請の必要はありません。

①内閣府認証 NPO(特定非営利活動)法人 手技療術指導協会 会員/加盟/指定施術院

②内閣総理大臣認証 特定非営利活動法人 手技療術指導協会 加盟施術院/所属整体院

スクール等教育事業の運営について

特定非営利活動法人手技療術指導協会では、スクールなどを教育事業行っている団体などに対して、当団体の名称を使用する場合には、事前に審査をさせて頂き、契約手続き、年会費を頂いております。

1. 名称の使用

○スクール等での名称使用について

教育事業を行っている施術院や団体で看板やチラシ、店舗等に協会の名称を入れる場合には必ず協会の許可をとってください

例：NPO(特定非営利活動)法人 手技療術指導協会 認証
○○○整体学院

*詳しくは、「入会規約 第3条 スクール等運営規約」をお読みください。

2. 契約について

- 契約は別紙「スクール契約書」をご記入の上、提出してください。
- 契約書提出の際には、必ず以下の書類を提出してください。

- ① 教育内容が分かるカリキュラム
- ② 募集要項、受講費用の明示された案内
- ③ 使用するテキスト、書籍等

上記の書類は受講される方に渡す物と同じ書類とし、内容等の変更がある場合は必ず事前に本部に提出して下さい。

提出書類

- ① スクール契約書
- ② カリキュラム(総授業時間、内容等が明示されたもの)
- ③ 募集要項、入学案内等
- ④ 使用するテキスト、書籍等

3. 年会費について

年会費は変動性となります。会費は認定証の発行枚数で決まりますので事前に枚数等が分かるようでしたらその枚数で申し込みをしてください。

その後は発行枚数が増える度に会費を納めていただくこととなります。入金確認が済み次第、順次発行いたしますのであらかじめご了承ください。

認定書(登録証)の発行枚数で変動

1～5名	3万円
6～10名	6万円
11～20名	10万円
21～23名	20万円

24名以降3名増えるごとに+3万円

お振り込み先のご案内

[入会金・年会費・スクール年会費・団体賠償責任保険]

金融機関名／口座番号

三菱東京UFJ銀行 横浜支店 (480)

(普通預金) 4475309

振込先名

特定非営利活動法人 手技療術指導協会

- ◇ 当協会では、原則として現金でのお受け取りは致しません。
- ◇ お手数ですが上記指定の金融機関へお振り込み下さい。
- ◇ お振り込み手数料は各自負担となります。ご了承下さい。
- ◇ 入会金・年会費と、団体賠償責任保険との振込先が違います注意下さい。

*お願い

振り込み下さった方の団体名／個人名を御記入、御記帳下さい。

手技療術指導協会 事務局のご案内

本部事務局

理事長 原田 聡 (横浜療術院 院長)
〒231-0849 神奈川県横浜市中区麦田町 3-88
TEL:045-625-0738
E-mail: boss@ryojutsu.com

埼玉事務局

専務理事 浅見 正英 (浅見療術院 院長)
〒369-1305 埼玉県秩父郡長瀬町長瀬 477-4
TEL:0494-69-2041 / FAX:0494-66-0021
E-mail: info@azami-r.com

神奈川事務局

中嶋 久美 (蘇楽夢 院長)
〒224-0033 横浜市都筑区茅ヶ崎東 3-18-7A102
TEL 045-944-4140

長野県統括責任者

井出 博士 (あとリエ佐久 院長)
〒385-0051 長野県佐久市中込 3137-12 草苗ビル2階
TEL:0267-64-1637 / FAX:0267-64-1638
E-mail: info@atorie-saku.co.jp

長野県統括部長

小林 昭雄 (信州整体療術院 院長)
〒386-0002 長野県上田市住吉3470-1
TEL: 0268-23-1795

茨城県統括部長

佐川 秀夫 (和気堂 院長)
〒319-1234 茨城県日立市大和田 693-2
TEL:0294-53-9550

南九州統括部長

松田 ひろし (松田カイロ療術院 院長)
鹿児島市吉野町 3037-219
TEL:099-243-2184 / FAX:099-243-2184
E-mail:healing184@po2.synapse.ne.jp

手技療術指導協会 入会申込書

氏名 _____ ⑩ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

〒 _____

住所 _____

電話 _____ - _____ - FAX _____ - _____ -

院名／店名 _____

* 上記と同じ場合は記入しないで結構です。

〒 _____

施術院住所 _____

電話 _____ - _____ - FAX _____ - _____ -

紹介者 _____

NPO法人 手技療術指導協会 **認定試験**を希望の方は即日送付いたします。

認定試験を希望します

希望しません

誓約書

別紙の特定非営利活動法人手技療術指導協会が示す3規約を、

私(氏名) _____ ⑩ は誓約いたします。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏名 _____ ⑩

特定非営利活動法人 手技療術指導協会 御中

* 事務局記入 NO. _____

手技療術指導協会 スクール契約書

団体(学校)名 _____

住所 _____

電話 - - FAX - - _____

代表者名 _____ ⑩

団体(学校)設立年月日 _____

誓約書

別紙の特定非営利活動法人手技療術指導協会が示す規約第3条を

私(氏名) _____ ⑩ は誓約いたします。

平成 年 月 日

氏名 _____ ⑩

特定非営利活動法人 手技療術指導協会 御中

*事務局記入 NO. _____